

接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

改正案	現行
(用語) 第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇七 (略) 八 特別第一種指定ルータ 第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定ルータ以外のものをいう。 九〇一三 (略) 第三条 (略) (機能) 第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次	(用語) 第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇七 (略) 八 特別第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定中継ルータ以外のものをいう。 九 特別第一種指定ルータ 特別第一種指定收容ルータ及び特別第一種指定中継ルータをいう。 九〇一四 (略) 第三条 (略) (機能) 第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次

の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。			
機能の区分		内容	対象設備
一～六（略）			
六の二 ルーテ イング 伝送機 能	一般収容	(略)	一般第一種
	ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能		指定ルーテ 及び当該一 般第一種指 定ルーテに 係る伝送路 設備又はS IPサーバ
	一般中継 ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能	(略)	特別第一種 指定ルーテ 及び当該特 別第一種指 定ルーテに 係る伝送路 設備並びに これと一体 として設置
	特別収容 ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能		

の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。			
機能の区分		内容	対象設備
一～六（略）			
六の二 ルーテ イング 伝送機 能	一般収容	(略)	一般第一種
	ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能		指定ルーテ 及び当該一 般第一種指 定ルーテに 係る伝送路 設備又はS IPサーバ
	一般中継 ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能	(略)	特別第一種 指定ルーテ 及び当該特 別第一種指 定ルーテに 係る伝送路 設備並びに これと一体 として設置
	特別収容 ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能		

六の三、十四 (略)	能	関門交換機 接続ル ーティ ン グ 伝 送 機	(略)	される通信 路の設定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除 く。）
	能	関門交換機 接続ル ーティ ン グ 伝 送 機	(略)	される通信 路の設定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除 く。）
	能	関門交換機 接続ル ーティ ン グ 伝 送 機	(略)	される通信 路の設定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除 く。）
備考 一、三（略） 第十七条の二 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料は回線数を単位として設定するものとする。 2 前項の機能（一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額（特別帯域透過				
六の三、十四 (略)	能	関門交換機 接続ル ーティ ン グ 伝 送 機	(略)	される通信 路の設定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除 く。）
	能	関門交換機 接続ル ーティ ン グ 伝 送 機	(略)	される通信 路の設定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除 く。）
	能	関門交換機 接続ル ーティ ン グ 伝 送 機	(略)	される通信 路の設定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除 く。）
備考 一、三（略） 第十七条の二 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料は回線数を単位として設定するものとする。 2 前項の機能（一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額（特別帯域透過				

端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもつて設定するものとする。 3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもつて設定するものとする。 4 前項の規定にかかわらず、<u>第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)</u>が零である場合にあっては、<u>第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)</u>の接続料は、<u>第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。)</u>を、<u>第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。</u>	端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもつて設定するものとする。 3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもつて設定するものとする。
--	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「事業者」という。)は、当該事業者が平成二十六年四月一日に開始する事業年度に適用する一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料に係る接続約款の変更認可申請を行った日又は平成二十五年十二月三十一日のいずれか遅い日において当該事業者の一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能を利用する電気通信事業者と平成二十四年四月

一日に開始する事業年度において当該事業者の特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能を利用していた電気通信事業者とが同一の者であつて、当該日までに当該者以外の電気通信事業者から当該事業者の一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能を利用する旨の接続の請求を受けていない場合には、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、新規則に基づき算定した平成二十六年四月一日に開始する事業年度に適用する一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能に係る接続料の原価に、この省令による改正前の接続料規則第十二条の二第一項第六号に定める式により計算した特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能に係る調整額を加えて算定することができる。